

平成19年3月22日（木）

日程第23 議案第50号 橋本市特別職給与
条例等の一部を改正する条例について と、
日程第24 議案第51号 橋本市職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例につ
いて の2件

○議長（上田順康君）日程第23 議案第50号
橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条
例について と日程第24 議案第51号 橋本
市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について の2件を一括議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加議案に
つきましてご説明いたします。

議案第50号は、橋本市特別職給与条例等の一
部を改正する条例であります。これは、本
年4月1日の改正地方自治法の施行により、
助役が副市長に名称変更され、収入役が廃止
されることに伴い、関係規定の整備を行うも
のであります。

また、昨年12月に発覚した橋本クリーンセ
ンター職員の不祥事に対する市長及び助役の
責任を明確化するため、本年4月の給料をそ
れぞれ減額するものでございます。

同時に、財政健全化のための人件費抑制措
置として、本年4月から1年間、市長につ
きましては5%、助役、教育長、病院事業管理
者につきましては3%の給料減額を実施して
まいりたく提案するものであります。

次に、議案第51号は橋本市職員の給与に関
する条例の一部改正であります。これは、平
成18年の人事院勧告並びに和歌山県人事委員
会勧告の趣旨に鑑み、子等3人目以降の扶養

手当額を引き上げる一方、住居手当につ
きましては国家公務員の制度に準じ、支給額及び
支給期間を是正するものでございます。

また、現在実施しております一般職給料の
3%減額を引き続き実施してまいりたく提案
するものであります。

以上、議案2件につきましてご説明申し上
げました。議員各位には、よろしくご審議の
上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりま
した。これより議案第50号について質疑を行
います。

質疑ありませんか。

12番 平林君。

○12番（平林崇行君）まずクリーンセン
ターの不祥事に関してなんですけども、前も福祉
のほうで不祥事がありまして、今回もまた減
額と。いつまでこういうことをやられるのか
など。私は常々思うんです、前も言いました
ね、そういう、市長が責任あるどうのこうの
の問題じゃない。市長はそういうふう悪い
ことが起こったのを改革するために市長にな
ったと私は思っています。ですから、その課
の改革、そして、私も一般質問でやらせても
らいましたけど、委員会を設けてやっていた
でいる。もっとその機能を動かす。そし
て、それを徹底してやる。1,000人からおる、
会社で言えば、よく企業で言いますけども、
従業員職員一人ひとりをチェックするという
ことは無理ですよ。だから、そのためにいろ
んな部長がおって、課長がおって、係長がお
ると。そのチェックすべき人間が処罰され
ないで、なぜ助役、市長が責任とるか。こ
れは全くわからない。普通、どこの企業でも
こういう不祥事が起こったら、その課長なり

部長なりが絶対、給料下げるなんてそんなの
はないですよ、早う言うたら降格です。その
役職を剥奪されるのが普通なんです。今まで、
行政を見ていたらそういうのがまずいです。
どこの企業でも当たり前。

行政で、私、いろいろ見てきましたけども、
給料ちょっと減らす、多分、助役と市長、年
間数十万にもなれへんのかな、金額です。そ
ういう小手先のこういうことは、これからや
めていって、市長、まだ新市になって1年目
ですやんか。私は前も言いましたけど、こう
いう不祥事、まだ出てくるよ。出てこんこと
には、こんな橋本市がつぶれるというところ
まで追い込まれるはずがないんよ。職員がし
っかりし、きちっと物事ができて、トップが
すばらしかったら、そんなもん、不祥事なん
か出てくるはずがないんやけど、出てくる
という事はまだある可能性があるんですよ。
一度あることは二度ある。二度あることは三
度ある。だから、三度目をないようにするた
めには、こういうような小手先でやるんじ
ゃなしに、私は、前も言いましたように襟を
正して、本当に、市長、その側近である管
理者をばさっと切るぐらいの、役職を剥奪す
るようなことの方に目を向けていただきたい。

それと、次の市長の歳費というか、給料、
5%、そして、助役、教育長及び病院事業
管理者につきましては3%ということなんです
けども、これも私は、どういうふうなお考え
でやっているのかわからない。これによって
どのような責任が出たのかなと。これ、予算
がないからこういうことをやるんですか。毎
年やるんですか、こういうことを。

病院事業管理者は、なるときに給料減額し
て事業管理者になったのと違いますか。本当
に私、給料、どれくらいが適正というのを皆
さん、わかってこういうことをやっているの
かなと思います。

給料の削減、じゃ、市長に一つ聞きます。
自ら身を切ってどのような改革を進めてい
こうとしているのか。今年、12億円足らんとい
うことで、基金もいろいろ取り崩してやって
いる中で、数%、私も今回の議会にも提案さ
せていただきましたけども、こういうことを
やるんやったら、天下りの件もありましたけ
ども、もっとそういうことを、550万円の金
を切ったほうが十分、財政のためにはええん
と違いますかということも提案させていただ
いてます、残念ながらそれは認められないよ
うですけども。まだまだお考えを改めていた
だいても結構ですよ。

夕張市の中で、議員もしっかりしていない
から、チェック機能がないから夕張市はこ
ないなつたんやという議会の評価もされてい
ます。橋本市も同じようにされています。や
っぱり聞けることと聞けないことがあると思
いますけど、私はそういう面でいっぺん、市
長、この5%、3%切る目的、ただお金が
ないから切るのか、ほんなら毎年毎年、お
金がなかったら切っていくんですか。そこ
のところをちょっとご答弁いただけますか。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員のご質問
にお答えしたいと思います。

前段のクリーンセンターの問題の質問は
ございませんけれども、これにつきましては、
やはりたび重なるという観点から、それぞ
れ厳しく職員、縦の線を、我々も含めて
実施したということですので、お認め
いただきたいと思えます。

次に、5%云々の問題であります、本
当にこのことについては、やはり職員も
そういうような削減の大波の中にござ
いまして、そうした意識改革という
んですか、市民も当然ながら、特に
職員がこの厳しい中で立ち向か

っていくという、そのことを私が申し上げる限りはその責任の一端があると判断をしているところでもあります。

以上でございます。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）市長、責任の一端と、確かに市長になられたんだから責任がないとは私、言いませんよ。ほんで、市長が責任を言うのには、僕、まだちょっと時期的には早いと思いますよ。というのは、それは市長は市会から県会というすばらしい政治家としての経験はありますけども、市長になられて、この新市になられて1年、私、経験いろいろあっても、やっぱり市長の勉強というのは市長にならなできやんと思います。ですから、まだ私は発展途上段階やと思っています。あと3年あるんですから、3年の間に私は、これは橋本市、見違えるようになった、木下市政はものすごくようになったという結果が、あと残り3年後ぐらいに出てええと思うんです。そのためにも、今、こんな小手先で、僕らから言うたら小手先です、給料をさわるのは万策尽くして、いろんな知恵を出し切って、汗をかいて、それでもだめなときは、それは給料という部分に手をつけたらええです。よく僕ら言われました。乾いたタオルから水が出るような知恵を絞らなあかん。要するに、本当に乾いたタオルから1滴水を出すためには何をしたらええか。一生懸命汗をかいて、努力して、その汗をタオルでふいて、そうしたら水分が出てくるんですよ。それを絞る。こういうことなんです。私はそこまで行っていないと思います、このやり方は。

だから、今回のあれでも、少し厳しくはありますけども、私は、職員の皆さん、この管理職の人らもそうですわ。何で市長にこんなことをさすんよ。まだ1年しかたっていない新市の市長や。それは市長が言うてるのかも

しらんけども、やっぱり皆さん、幹部職が助けるのも一つと違いますか。私らが頑張るから、どないか、市長、こういうことはせんと頑張ってくれとエールを送るのも一つと違いますか。

いっぺんこれ、答弁、だれか代表して答えてください。当局側、だれか、理事でも企画部長でも結構です、だれでも結構ですから。そういうことがなかったら、今の650億円の借金ですよ。100万円、200万円のお金、歳費を削って何になるんですか。

私はそここのところを言いたいんです。私は、これに関しては本当に手を突っ込むところが違うような気がします。だから、今回の合併というのは、私はリストラ合併やと思っています。首長も数が減る。議員も今回の議員定数24で減る。そこへ職員の数も減らさなあかんのに、企業並みで考えるというのやったらJRもそうです。JRも、昔、国鉄から民間に変わるときに大幅なリストラをやったんです。そのときに給料の削減はないですよ。まだまだ給料上がっていったぐらいです、皆さん、従業員で残った人は。

だから、本当にそういうことも考えて、これ、目的が小手先の目的なんで、僕はこれに関してはよう賛成せんのです。ですから、いっぺん本当に行政側がこの市長に対してどういうふうに思っているのか。その辺、いっぺん答えていただけますか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）特別職の給与について、行政というか、私たちの立場で云々というのはちょっと言いにくいところがございます。ただ、この議論があった中で市長が言われていますのが、落として、それを財源としてというのが最大の目的じゃなしに、市長が言われていましたように、とにかくこれから厳しい財政状況が続く中で職員にもお願い

しておる中で、国城山の登山じゃないですけども、市長も一緒になってやっていきたいと。そのための決意というんですか、そんな形でやっていきたいということで市長は考えているようでございます。

ということで、この財源が浮いたから、その浮かすのが目的というのは2番目の目的でございます。基本的には、この財政の厳しい中をこれから乗り越えていく中で、そういう心意気でやっていくために、こういう形の報酬の抑制を提案したというふうに考えているということをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

12番 平林君。

〔12番（平林崇行君）登壇〕

○12番（平林孝之君）私、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど、市長の答弁の中にも、行政改革においては並々ならぬ決意があると私は感じております。しかし、じゃ、本当に決意があったら、どうして下げる必要があるのか。私が先ほど言ったように、市長はまだまだ1年で

すよ。私は、本当に市長が責任をとる、こういう決意をするときはバッジを外すときかなと思っています。私は、政治家ってそういうものやと思います、特にトップの人間は。

そして、先ほど企画部長のほうの答弁もありましたけども、それも決意は並々ならぬけど、自分たちはどうせんらんということは答えてもろうていません。このみんなが大変なときに一本化して、やっぱり市長を支えるというのが私はすごく大事やと思います。

だから、このままでは、市長、助役とか、ほかの管理者もいてますけども、給料を切ったからこれでええんやという問題では私はないと思う。ここは私、断固阻止して、やっぱり議会も支えて、市長をバックアップしていかならん。

だから、予算委員会でも職員の定数、今後5年で60人程度切ります。こんなことで橋本行政が立ち直るわけがない。私は、できる人間にはしっかりと給料を与え、仕事の達成感のない人はやめていってもら。私は、個人的には5年で100人以上の職員削減が必要かなと思っています。そのためにも市長には襟を正し、おのれの決意を邁進していくためにも、こういう小手先のことをやるんじやなしに、私は堂々としていただきたい。そういう市長のほうが私は好きです。

ですから、私は今回、市長の給料削減という案に関しては大反対の立場から討論させていただきました。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君) 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

23番 富岡君。

○23番(富岡清彦君) 幾つかの点、伺います。

まずこの一部改正によって職員の給与がどのように減額されるのか、具体的に説明ください。

それから、いわゆる地域手当等についても削減となると聞くんですが、これについても正確なパーセンテージ等を説明ください。

それから3点目としては、労働組合との交渉の中で妥結を見ているのか。

この3点、伺います。

○議長(上田順康君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 今回の条例改正につきましては、基本給の抑制が織り込まれてございます。そういうことで、基本給につきましては、当分の間、3%の抑制ということで、18年度に引き続き19年度以降についても3%のカットをお願いしたいということでございます。

それから、地域手当につきましては、これ、具体的な数値が規則になってございますけれども、1%削減する計画でございます。

それと、労働組合との関係でございますけれども、この件につきまして、市のほうで考えが出てきた中で3回の団体交渉を持ってございます。最終的には妥結とも言っておりませんし、考え方から言いましたら決裂でございますけれども、全然理解できないということじゃなしに、言い方は悪いですが、出したかったら出しなさいよというような形、わかりましたというわけにいきませんという

ことが組合から言われてございます。そういうことで、3回の交渉の中で、中身についてもかなり審議した中で、出すんでしたら出せばいいんじゃないですかというような形でございます。

以上でございます。

○議長(上田順康君) 23番 富岡君。

○23番(富岡清彦君) 1点だけ。

当分の間、3%カットと。この当分の間というのは何年を考えているのか、再度、伺います。

○議長(上田順康君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 労働組合との交渉の中で、財政の状況については理解しますと。20年度予算につきましても、財政健全化の努力については協力していくとございます。ということから言いまして、20年度につきましても、基本的には、白紙状態というのは言い方が悪いですが、毎回、これについては議論せんならんのかなという労使双方の考え方でございます。

ということで、当分の間となつてございませけれども、19年度末については、また、20年度予算に向けてどうやということの議論は最低出てくる、話し合いをせんならん部分と考えてございます。

○議長(上田順康君) 24番 上久保君。

○24番(上久保修君) 一つお聞きします。

一般職の給料の3%の削減なんですけど、これ、継続でされるか。今まで全体でいくらかの削減につながったのか。また、その財源は予算に還元していくということで、財政難の折、そのように職員の方も理解されているんですけど、職員の方からすれば、自分たちの削減された金額が、要するに全体の金額に入ってしまった、自分たちの努力がどのように生かされたのかというのが僕は見えてこないのかなというふうに思うんです。だか

ら、この3%の削減をしたことによってこれだけの金額が出て、こういう事業ができたとか、それから、いろんな橋本市のこれからのことを考えて職員の方がこれだけ協力してくれるわけですから、そこら辺の部分についてきっちりと説明できるように、私たちも理解したいし、また、職員の方もこういう3%の継続にあたってそのようにされるわけですので、そこら辺、ちょっとははっきり聞かせていただきたいと思います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）3%の削減で1年間にどれぐらい財源的にあったかということでございますけれども、過日の本会議でも1億2,000万円程度と言わせていただきましたと思いますけれども、今年度の計算したのがございますので、19年度でいいましたら、水道会計、病院会計含めまして1億4,515万1,000円、これは給料と市から払う共済費にもはね返ってきますので、手取りじゃなしに市の歳出分がそれだけ削減されるということでございます。それで、水道会計と病院会計を抜きましたら約1億円強でございます。

それと、それがどのように使われるかということ、これは組合との交渉の中でもかなり言われるわけでございます。ただ、特定財源化してございませぬので、プール計算の中でやりますので、それにつきましては、わからない言い方でございますけれども、組合が望むところに使ったというように考えていただいたら結構かなということで、特に特定財源化していないので、どれということとは言えないということでございます。

今後、交渉の中でこういうことに使ってくれということも出てくるかもわかりませんが、現在のところはそういうことでございます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保君）ありがとうございます。

ただ、橋本市の職員の方がこれだけ3%削減して協力していただいているということで、かなり市民の方はそこまでやっていただいておりますかというふうに理解していただいております。ですから、橋本市がそこまで厳しいんやというふうに受けとめておられる市民の方も、そういうご意見も聞きました。

職員の方たちも、また、市民の目から見ても、やっぱり橋本市の財政の厳しい状況の部分についてご理解していただけるようにご配慮いただきたいと思うんですけども、その点、再度、今、企画部長のほうからご答弁いただきましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）先ほどの答弁と同じようにしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）ちょっと確認だけしておきたいんですけども、私、当初この職員の賃金カットにつきましては、現行3%カットしておると。さらに3%カットして地域手当を2%、合計8%という話を聞いておったんですが、この条例の改正からいきますと、継続ということで行きますと、18年度までの3%カットをそのまま継続していくのか、さらに3%で合計6%にカットになるのか、その辺の確認だけをちょっとお願ひしたいんですけども。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）本年度18年度につきましては、ちょうど1年前の3月議会で人勧の給与の改正と同時に1年間ということで、19年の3月ということで期限つきで3%のカットを盛り込ませていただきました。集

中改革プランもその3%を継続していくというような形になってございました。

今回、その上乘せというのを考えていたわけでございますけども、現行の3%、3月31日で切れますので、19年4月からも、当分の間、現行の3%を継続していくということでございます。

○議長（上田順康君）9番 岡君。

○9番（岡 三郎君）ちょっとだけお尋ねします。

職員とかみんなの給料を3%カットしたら1億何がしの金が出てくると。私の考えやけど、市の考えも聞きたいんやけど、普通やったら、今年も28人か何か定年すると。それに何十億円と要る金がないんやと。そういうような話もよく聞くんですけど、私、市役所でも、職員の退職金の積み立てというのを何でしてなかったのかなと思う。毎月、1人に対して1万円やったら1万円、そういうのを何十年と積んでおくのが普通やと思うんやけどね。やっぱりこういう財政苦しい時代もあるし、また、60年代はバブル時で市もものすごく金が入ってきた。だけど、今はもうない、基金の金もないというような状態で、今後、こんな賃金の上げ下げが何ぼでも出てくる。それで、今回で3%カットというの、こんなん、基金の別の枠で積み立てというのはできないものか。また、職員の何かがあったときにそれを取り崩して使うとか。何もかも一緒の予算みたいなことを考えているから財政苦しい、一応何百億円という予算の中で年間に1億2,000万円カットして、それを別枠で、言うたら悪いけど、職員のためやと思って、何かトラブル、今度そないになったときにこれを取り崩して使うとか、そういうのを考える余地はあるのか、ないのか、できないものか。これは市長から、市長はあと3年あるねやから、ちゃんとした答弁せなあかんで。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今まではそういうことで特定財源化していなかったんですけども、そういうのもちよっとええ考えかなと思いますので、いろんな、過去も議論をしたこともあったんですけども、一対一になるかはわかりませんが、基金的なものでちょっとの足しにもなるということで、そんなことも考えていきたい、これからちょっと検討していきたいと考えてございます。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）これ、このままの1年という期間を置いて、今回、約束を破ったということですね、見直しという形でも、皆さん、上がる、もとへ戻るように思っておったと思うんです。それをこういう形に継続ということになって、かなり組合ともぎくしゃくしたと。ほんで、私が心配するのは、あと、これで行政運営とかいろんな、今、市長がよくおっしゃっているボランティアとか、そういうような参加に影響はないのかなと。これからそういう仕事以外で、いろんな形の中で影響が出てこないのかなと。

私が非常に心配しますのは病院のほう。やはりこれからベッド数も増やして行って、看護師などを募集するにあたりまして、病院は給料が高いか安いか私は知りませんが、その上においてこういうふうに変動が変わっていくとき、今、看護師が引く手あまたでいろんなところがあるときに、こういうのがいろんな情報として入ったときに、ほんとうに看護師が来ていただけるのかなと。その辺のところの影響はないですか。それ、ご答弁お願いします。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）病院のほうでは、これまでこの件につきまして、全職員を対象に給与のカットの説明会を開きますと

ともに、経営的な分析を全職員にやってまいりました。

組合との交渉も続けておりますけれども、今のところ、これまでの継続という範囲では職員の応募状況等については支障のないものというふうに考えております。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）組合との団体交渉の中でもそういう意見も出てきましたし、ちょっと今のと違うかもわかりませんが、影響はないと言い切れないというふうに考えてございます。それで、悪い影響が出ないようにということでもかなり協議を進めてきた状況でございます。それでも、組合全員に行き渡っているか行き渡ってないかということも、管理職も含めてあるわけでございますけれども、これで組合との話し合いが終わるわけでも、管理職との意思統一もこれで終わるわけでもございません。

ということで、組合も財政健全化に協力もさせていただくということもござりますので、最小限に食いとめるような形で考えてございます。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）先ほどありました議案第50号は通った。今度は第51号です。第50号のときに説明されましたけど、財政健全化のために1年間の期間が設けられております。今、企画部長のほうからもありましたように、第51号につきましては、あくまでも提案理由の中では人事院勧告の趣旨に鑑みということが、冒頭、市長の説明からありました。今、また、財政健全化のためにというふうにご答弁がありました。

私、思うんですが、もともとそれだけ先の見通し、この第51号については期限を切っていない。行政は単年度予算決算です。第50号については単年度で1年間です。この第51号

だけ期間が切れておりません。というのは、行政をこれだけ運営される当局側としたら、見通しを立てる能力があるので、だけど、実際にやっていることは単年度予算決算です。それであれば、第51号も単年度で出したらどうですか、毎年出したら。なぜこういうふうにしたのかなど。なぜ当局の執行者側だけ1年にして財政再建。財政が悪いというのであれば一年一年で決めていくのが本来の行政の決め事と違いますか。

私はそういうふうに思いまして、なぜ期限を一年一年にしない。それほど長期間の財政運営の見通しを立てる基礎数字をお持ちなんですか。今ないんでしょう。18年度決算が出てから次の予算を考えると書いていたんじゃないですか。会計制度がそれほど長期計画のできる行政のシステムになっているんですか。ないんでしょう。であれば、一年一年で本来は出していくべき筋合いのものだと思います。それだけ能力があるのであれば大したものではないとおっしゃっておったのがこの議場で認められたんでしょう。18年度決算が出てからちゃんと長期展望を立てますと。ですから、今、一年一年が勝負なんでしょう。この趣旨についてどう思われますか。そのことについてお聞きしておきたい。本来そこら辺をはっきりしとかんと、一年一年真剣に見ていくのか、長期で見ていくのか、どうなんやということですか。

私はその基本的なことについて、なぜ条例の中にうたわれていない、私はそれが疑問なんです。いつでも思うんですけど、なぜ決算と予算と言うときに違くて、この条例を出すときも違う。一貫性がないんです、期間についても、取り組みについて。

特にこの財政難のときですから、そのことについてなぜ期間を設けなかったのか。来年になって厳しくなったらもっと下げるんです

か。そうならざるを得んのでしょう。一年一年見ていくんでしょう。もともと1年しか見ていないのに、何でこれだけ長期で見ていくんですか。そのことについてはお聞きしておきたい。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）本来でしたら、特別職の給料につきましても、一般職員の給料につきましても、当分の間ということで出したかったわけでございます。

といいますのは、集中改革プランが継続ということで、ずっと3%継続の形で出してございます。ということで、そういう形を出す計画をしていたわけでございますけれども、特別職につきましては、当分の間ということで、任期がいつまでということが定かでない中で出していくというのはなじまない、なじみにくいということがございましたので、とりあえず1年間、1年間ということで区切ってございます。

考え方としましては、集中改革プランに基づきまして、当分の間、継続していくというような形で出したかったわけでございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）今、集中改革プランとの関係性でご説明がありました。

私が言うのはもっと基本的に事をお尋ねしたんです。これから変わってくるので、財政難のときに国自体も変わるとるので、こういう条例といえども本来は一年一年見直していくべきものなんでしょう。そのことについて、なぜ一年一年見直しをできなかったかと言っている。継続をやっていくというのだったら、さっきの答弁の中ですけど、全然整合性がないので、一年一年、これから検討されるんですか、どうですかということで、あくまでも単年度決算ですから。だから、私がしつこく

言うのは18年度決算を打ってから集中改革プランをもういっぺん見直すと言うとったんでしょう。そういう中で、非常に大事な職員の方に協力をしてもらうというたらあれやけど、協力するもせえへんも関係ないので、これを出してきて通ったら一人ひとりが協力するも何もないわけでしょう。これに従わざるを得んのでしょう。

ですから、これからの財政難を乗り切るためには一年一年、会期から会期、3カ月に1回、やっぱり真剣に見た条例を出していくことについてどうお考えなのかなということを中心に伺っておる。そのことについてご答弁をお願いします。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと答弁が理屈だけの答弁になりましたので、失礼いたしました。

財政につきましては、集中改革プランの中身についてでございますけれども、一年一年、これはやっていくべきだというふうに考えてございます。

ただ、提案だけがこないになった状況でございますので、それは、そういうことやからしないということじゃなしに、財政は単年度会計の原則に基づいてしないけませんし、今日の財政の緊迫した中では、これはもう毎年見直していかないかんということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番(富岡清彦君)登壇〕

○23番(富岡清彦君)職員給与条例改正に反対の立場から討論を行います。

本条例改正は職員給与を引き下げるとするものです。私は反対いたします。

反対理由は、橋本市は財政難に至っているとしていること、このままでは夕張市のようにになると市長が説明していることとあります。橋本市が財政難に至っているとする具体的な資料が議会に提出されていません。

私、不思議でならないのは、最近のマスコミの報道で知ったことですが、県下の納税者の中で市民1人当たりの所得の額が高いこと。県下の自治体の中で和歌山市を追い越して1人当たり362万円、橋本市が一番であります。このことから、橋本市は安定した税収のあるまちであります。問題なのは、収入に見合う支出になっていない、身の丈に合った行政運営ができていないと言わなければなりません。

行政は合併時に事業が集中したことで初めて合併による支出増を認めましたが、合併による支出増、最近で言えば、これは明らかだと思います。これらを抑制するのが市長はじめ行政幹部の仕事であり、そのことをやらないで安易に一職員の給料を引き下げるとしていることには納得できません。

また、夕張市と橋本市ではまちの歴史は全く異なること。総務省自身が、多くの自治体は夕張市のようにならないと言っています。夕張市は炭鉱のまちで、人口も最高時12万人

でしたが、今日、1万2,000人に激減しています。その理由は、国の施策でエネルギーが石炭から石油に転換したこと。まちおこしとして観光産業を選択し、多くの箱物を建設し、いずれもが破綻したことなどが財政破綻の理由とされています。今後、まちの歴史があまりにも異なる夕張市を例にしないことを求めたいと思います。

橋本市役所、市民病院、消防など行政関連で働く労働者、正職員、嘱託職員、臨時職員の総数は約1,500名であります。職員の給与の削減は橋本市の経済への影響も懸念されます。

最後に、これは大きな話になりますけれども、公務員の給与を引き下げて一番歓迎するのは大企業であります。安い賃金で労働者を働かせたい。これがあります。

非正規雇用法という法律がつくられました。さらに残業手当を支給しないでよいとする法律、これは国民の世論によって今国会には提出を断念されましたが、私はこれら一連の動きを見ておって、公務員の給料を引き下げということは全国の全労働者の給与の引き下げにつながると、こういう観点から反対をいたします。

以上です。

○議長(上田順康君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号 橋本市職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君)起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。